

立教大学江戸川乱歩記念大衆文化研究センター

# センター通信

第 11 号  
2017. 3. 25

## プロバビリティーの犯罪における〈殺意〉の所在 ——谷崎潤一郎と江戸川乱歩のあいだ——

金子明雄

作家の有吉玉青は読書についての談話記事の中で、谷崎潤一郎「途上」（一九二〇年一月）について、次のように語っている。

「ある事件を巡って、探偵とある男が話をしていくんです。男の妻が死んだ事件なのですが、探偵に誘導尋問をされて、男は自分の心の奥で妻の死を願っていたことを知ってしまうの。これも怖かった」（『Fraud』五四号、一九九三年一月二三日）

この言葉を引用して、北村薫はその読みや感性への感嘆を表明するのだが、その解釈の直接的な妥当性については、江戸川乱歩の随筆「プロバビリ

ティーの犯罪」（一九五四年二月）にも触れながら、「夫による《周到極まる計画犯罪》であるとし、念のため、読み返し、何人かに電話で確認もした。やはりそうである。谷崎は、そのつもりで書いている。」（『謎物語 あるいは物語の謎』一九九六年四月）と記している。北村による「確認」の詳細は定かではないが、その際にこの作品についての乱歩の言及（『日本の誇り得る探偵小説』一九二五年八月、「あの作この作（楽屋囁）」一九二九年七月

など）とそれに対する谷崎の間接的な応答（『春寒』一九三〇年四月）が参照されたことは間違いない。なぜならば、小説を読む限り、「彼は喪心したやうにぐらぐらとよるめいて其処にあ

### 目次

プロバビリティーの犯罪における〈殺意〉の所在 ——谷崎潤一郎と江戸川乱歩のあいだ——	金子明雄
大衆文化と民衆文化そしてポピュラーカルチャー 二〇一六年の江戸川乱歩関連展示	土居浩
〈資料紹介〉 江戸川乱歩のもうひとりの探偵	落合教幸
——大正十四年の探偵小説草稿	落合教幸

### 〈編集後記〉

「椅子の上に臂餅をついた。」という結末は、探偵・安藤に妻殺しの真相を暴かれた主人公・湯河の敗北を表現しているとする解釈が一般的ではあっても、多くの論者が指摘しているように、客観的な証拠を何一つ示していない安藤の話はあくまでも推論の範囲にとどまるもので、湯河の行為が妻の死（病死）の直接の原因と認定出来るかという議論は別にしても、湯河にとって全く心当たりのない冤罪である可能性は否定できず、無実の罪で「被害者」の親族の前に引き出される恐怖を表している」と理解する余地は残されているからである。もちろん、自らの行為が妻への潜在的な殺意に基づくものであったことに思い当たった湯河が、有吉の述べたように、「自分の中のもう一人の自分に気づいたとき、人は対処のしようがない」という状況に陥り、「へ

なへなとくずおれる」とする解釈も否定できない。となると、北村が谷崎の「つもり」を特定するには、次のような作者による自作解説がどうしても必要になる。

事実は「うまく行つたら死ぬかも知れない」ぐらゐな気持ちでやつてゐるうちについ誤まつて殺してしまふ。全く「つい誤つて殺した」と云ふ。全く「つい誤つて殺した」と云ふ。今考へると、あすこで探偵の追究に対して、主人公にその心持ちを説明させて、「僕は自分が殺したとは思ひません」と云ふ理窟を捏ねさせたら、一層面白かつたと思ふ。或ひは又、いろいろいたづらをやつて見ても、どうしても巧く殺せないの、だんだん釣り込まれてづうづうしくなるうちに、いつか細君

に気が付かれて失敗する、と云ふ風にするのもいい。(「春寒」)

時を隔てた回想であるとはいえ、これを読む限り、この小説の主人公は妻を死に至らしめようとする意図をもって行動していた「つもり」で描かれていたことは確かなのである。

興味深いのは、この谷崎の言葉が、「プロバビリティーの犯罪」への主人公の明確な意志を前提とする谷崎・乱歩と、そのような意識の現前を否定する有吉とを分割すると同時に、谷崎と「途上」を評価する乱歩との間の微妙な距離を浮上させていることである。

「途上」の評価において当初は「プロバビリティーの犯罪」という言葉を用いていなかった乱歩が顕揚したのは、この小説を通して「日常茶飯事の間、いかに多くの犯罪素因が含まれているか」という点に気付き、「戦慄を禁じ得ない」読者に生じる「微妙な恐怖」である(「日本の誇り得る探偵小説」)。「日常茶飯事の間」の「犯罪素因」が、後に「プロバビリティーの犯罪」という表現を与えられる犯罪トリックを指しているのはいうまでもないが、「戦慄」をもたらすのは必ずしも(大抵の場合?)致命的ではない犯人の行為それ

自体とは考え難い。むしろそのようなトリックを考案する犯罪者の特異な悪意と結びつけた方が自然であろう。横井司は、乱歩において「トリックというものが、トリックの考案者である作中犯人にスポットを当てさせる視線を要請する」と指摘している。トリックとその考案者の意志(悪意・殺意)

は不可分の関係にあり、時に強烈な犯罪者像を前景化させるのである。乱歩にとつての「プロバビリティーの犯罪」の「微妙な恐怖」には、日常的な一見何気ない行為・出来事に致命的な可能性が内在する恐ろしさばかりでなく(それだけでは、単に日常生活の実相を示しているともいえる)、それが善良な一般人の仮面の下に殺人者の素顔を隠した犯罪者によつて隠微に仕掛けられた畏である恐ろしさが加味されていることは、「ただ殺人の興味の為ばかりに」「恐ろしくも楽しい遊戯」として殺人を重ねたと告白する人物の登場する「赤い部屋」(一九二五年四月)を見れば容易に理解できる。

その一方で、谷崎による湯河の造型は、およそ特異な殺意を抱いた犯罪者像とかけ離れた印象を与える。時に「月給取りの根性」を顕わにしてみよう。小さな湯河だからこそ、妻に直接的に危

害を加える行為は回避され、偶然に賭ける「プロバビリティーの犯罪」が選択される必然性があることは容易に読み取れるところである。小心者の湯河が抱く妻の死への願望の執拗さはそれはそれで恐ろしいのだが、横井が指摘するように、そこでは犯人としての主体性は徹底的に剥奪されている。<sup>2)</sup>

つまり、乱歩において、犯行への明確な意志↓犯罪トリックを含んだ行為↓犯罪の成就あるいは失敗という要素の連続は、犯人の主体性を条件にして、自ずと一貫した意味の連携をかたちづくるのに対して、谷崎においては、当事者の意識とそれに基づく行為、行為とそれがもたらす結果とはそれぞれ微妙にズレた位置にあり、当事者の主体的な意志と行為の結果は必ずしも直接的に接続されないのである。

いったん、当事者の意識・意志と行為の結果との間に微妙な距離が生じる余地が認められるならば、「途上」で生起している出来事の理解をめぐって、谷崎・乱歩と有吉を分割する線分は、乱歩と谷崎・有吉との間に引き直すことが可能になる。

いささか煩わしい議論を積み重ねてきたのは、「途上」の解釈について、有吉の方向に引きつけた刷新を提案し

たいからではない。「途上」の物語において谷崎が選択しなかった潜在的な可能性(そして、おそらく乱歩が無意識的に抑圧した可能性)を有吉の解釈が言い当てていることに注目したいのである。しかも、そのような可能性は大正期に活躍した少なからぬ作家たちと共有されたモチーフと連携している。

湯河が、結果的に妻の死を招くことになったとも考えられる己の行為の意味に気づいていなかった(あるいは、さして深刻なものとは思っていない)かとすれば、彼は事後において、己の行為の真の動機が妻を思いやる善意だったのか、密かに妻の死を望む殺意だったのか悩むことになる。それは芥川龍之介「疑惑」(一九一九年七月)の登場人物・中村玄道の懊悩とほぼ同一のものである。また、同様に、それ自体としては何気なくなされた行為がたまたま事故のようなかたちで妻の死に結びついてしまったと考えるか、その行為に内在した殺意が必然的に妻の死を手繰りよせたと考えるか迷うとすれば、それは志賀直哉「范の犯罪」(一九一三年一〇月)の主人公・范が抱いた当惑に他ならない。谷崎自身の作品に目を移しても、例えば「柳湯の事件」(一九一八年一〇月)に登場する周囲

から「人殺し」と呼ばれた画家は、己が内縁の妻を殺害した犯人なのか、あるいはそのような出来事を含めてまわりで起きていることの真偽が判断出来ず、探偵としても名高い弁護士に救いを求める。これらの小説はテーマにおいてほとんど共通性がないにも拘わらず、妻の死という何れかの程度において主人公が密かに望んだ出来事について、主人公が自らの関与のあり方を明確に意識できない事態が生じるという共通性を示している。そこで問題になっているのは、主体的な意識や理性的な判断、あるいは日常的な倫理や責任という範疇を超えた領域でなされた（かのようなに見える）行為の意味である。

もとより「確率」という発想自体、特異な動機や結果への度を越した執着といった回路を経た主体への回収が図られない限り、行為者の主体性に対する一種のスキャンダルであることはいうまでもないが、同時代的な文脈と通じるかたちで「狂気」や「無意識」といった言葉を使うにせよ、もう少し今日的なスタイルで「例外状態」といった用語を召喚するにせよ、人間の意識や理性の限界領域が大正期の作家たちにとって重要な問題領域であったこと

は間違いない、その初期作品において、いくつかの動機なき殺人を描いた乱歩も（例えば「D坂の殺人事件」一九二五年一月、「屋根裏の散歩者」同年八月など）、「途上」評価の姿勢とは裏腹に、そのような関心と無関係ではいられなかったと思われる。谷崎、芥川、志賀らが、そのような問題領域とどのように関わったかをここで具体的に展開する余裕はないが、おそらく探偵小説ジャンルの基盤となる論理性との関係から大きな屈折を想定することが出来る乱歩の場合、この問題領域の位相を明らかにすることは興味深い論点となり得るし、谷崎ら同時代の作家との近さと遠さの測定にもなることを指摘しておきたい。

金子 明雄（センター長・立教大学文学部教授）

1 横井司「『卍』試論——「春寒」を補助線として」『続・谷崎潤一郎作品の諸相』専修大学大学院文学研究科 科畑研究室、二〇〇三年一月。

2 同。

\* 谷崎潤一郎の引用は決定版『谷崎潤一郎全集』（中央公論新社）、江戸川乱歩の引用は『江戸川乱歩推理文庫』（講談社）による。

## 大衆文化と民衆文化

### そしてポピュラーカルチャー

土居 浩

新たに運営委員の一員となりました、土居浩（どい・ひろし）と申します。これまで立教大学とはほぼ無縁だったのですが、ひょんなことから関与することになりました。ご挨拶代わりにここでは、いかなれば大衆文化研究センターの（外様）視点から、「大衆文化」の「大衆」について作文いたします。

委員になつてすぐでしたか、たまたま眺めていたウェブ上の資料に「大衆」の文字がありました。二〇一六年の師走も押し迫った時に発表された、中央教育審議会による学習指導要領についての答申です。より細かく述べると、新たに高校の必修科目とされる「歴史総合」に関する図（俗にいう「ペライチ」の「お役所ポンチ絵」<sup>1</sup>）パワーポイントで作られた資料）の中に、「大衆化と私たち」「大衆社会の形成」等々の文字列が並んでいたのです。基になる答申の摘要を試みますと、高校「歴史総合」とは、「近現代の歴史」を「理

解」し「考察」させる科目です。その構成は、「近現代の歴史の大きな転換点であるところの、「近代化」「大衆化」「グローバル化」の三つに着目させます。このうち「大衆化」では、「大衆の社会参加の拡大を背景として人々の生活や社会、国際関係の在り方が変化してきたこと」を扱います。図（答申の別添3-18）には、時期区分を示す記入も、確認できます。「近代化と私たち」は「18世紀後半〜現在」、「大衆化と私たち」は「19世紀後半〜現在」、「グローバル化と私たち」は「20世紀後半〜現在」になります。なおこの「19世紀後半〜現在」については、「大衆の参加の拡大が社会全体の在り方を規定するようになりはじめた」と書かれてますから、これが「大衆社会の形成」を意味するのでしょうか。つまるところ、ここで「大衆」を冠する用語である、「大衆化」「大衆社会」等々は、特定の時代・時期で生じた現象を指し示すこととなります。さらに